

## 例示の記載方針

## I 国家公務

- ・ 大分類S「公務」における国の各機関は、法律等に規定され、地方支分部局等の名称が明確であるため、分類上の紛れがあまりない。このため、○例示は、各省設置法などに位置付けられる機関を中心に記載する。ただし、過去の改定経緯等も踏まえ、必要に応じて政令等を根拠とする機関も記載することがある。

## 【立法機関】

- ・ 立法機関としては、国会の傘下機関である衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会を記載する。

## 【司法機関】

- ・ 司法機関としては、最高裁と下級裁判所、検察審査会を記載する。  
なお、検察審査会は、(国組法3条機関ではないが、) 検察庁と紛らわしいので記載する。

## 【行政機関】

- ・ 行政機関としては、国家行政組織法第3条に位置付けられている国の行政機関(省、委員会、庁)は、行政機関としての独立性が高いので記載する。
- ・ □□委員会事務局の「事務局」は、行政機関としての委員会等に付随し、その庶務を担う組織であり、中心主体は行政機関としての委員会等であるため、「事務局」は記載しない。(方針①)
- ・ 原則として、各省設置法などの法律の定めにより設置される「施設等機関」、「地方支分部局」、「外局」、「特別の機関」を設置法の記載順に記載する。また、「特別の機関」については、令和5年1月1日時点において、その本部が設置主体とは場所的に離れている場合に記載する。(方針②)
- ・ 審議会等は、行政機関の長の諮問に応じて特別の事項を調査審議するものであるため、記載しない。(方針③)
- ・ ×例示は、Sに分類されないことを明確にするため、基本的に現行の例示を残すこととするが、一部の例示については各法令の記載に沿った表記に修正する。
- ・ 同じ地方支分部局であっても、機能の違いのため、機関によって分類番号が異なる場合にはそれぞれの例示を記載する。(方針④)

## II 地方公務

## 【都道府県の機関、市町村の機関】

- ・ ○例示は、原則として、地方自治法などの法律の定めにより設置される機関を記載する。
- ・ ×例示は、公営事業所であるが他産業に分類される事業所のうち、他産業に分類されるかどうかの判断が難しい(誤りやすい)事例について記載する。また、大分類S(公務)の総説の「公務と他産業との関係」において箇条書きされた各項目に該当する産業を考慮して、現行の×例示を見直した。さらに、類似した×例示は割愛した。